

亞墨利加國條約並稅則

全

413  
676  
1

5 10 15 20 25 30

113  
678  
1-5



亞墨利加國條約並稅則

大正十五年二月  
花房仙次郎氏寄贈

帝國大日本大君と亞墨利加合衆國大統領と親睦の意を堅くし且永續せしめんためり友國の人民貿易の通する事と處置し其交際し厚からん事を欲するに親親及び貿易の條約を取結ぶ事を以て日本大君ハ其事を井上侯爵岩瀨肥後守小令し合衆國大統領ハ日本に其誠なる亞墨利加合衆國ハコンシユルゼ子ラール

官名

トウンセントハルリス名人小命一双方委任此書  
以照應して下文の條と以合議決定に

第一條

向後日本大君と亞墨利加合衆國と世々親睦あり  
應一

日本政府ハ華盛頓ニ居留する政事に預る役人  
任一又合衆國の各港の内ニ居留する諸取締に役  
人及び貿易の事をする役人と任まべし其政事に  
預る役人及び預まらる取締の役人と合衆國ニ到  
着の日より其國の部内ヲ旅行すべし

合衆國の大統領ハ江戸ニ居留するチプロマチーキア  
ケント官任一又此約書に載る亞墨利加人民  
貿易の事に関きする日本の各港の内ニ居留する  
コンシユル官又とコンシユライルアゲント官等任

まべー其日本に居留するデプロマチーキアгент  
毎にコンシユルセ子ラールと職務致しし時より日本  
國の部内を旅行する免許あるべし

### 第二條

日本國と歐羅巴中の或る國との間小若障り起る  
時ハ日本政府の囑に應し合衆國の大統領和親の  
媒となりて扱ふるべし

合衆國の軍艦大洋ふては遇する日本船一公平な  
る友睦の取斗らひらるべし且亞墨利加コンシユル  
の居留する港に日本船の入る事あらハ其各國の  
規定めよりて友睦の取斗らひらるべし

### 第三條

下田箱館の港の外次めし場所の場所をたし其限  
より開くるべし

神奈川

午二月より九月の迄

西洋紀元千八百十九年  
七月四日

長崎

日改

日改

新瀉

日改九月二十ヶ月の後より

千八百六十年  
一月一日

兵庫

日改九月十六ヶ月の後より

千八百六十二年  
一月一日

若新瀉港河開き難き事あらは其代りとして

日新市後お於て一港河別お撰ふべし

神奈川港河開く後六月おして下田港へ預まべし

け巻條の内お載する各地へ亞墨利加人に居るを

許さべし居るの者へ一箇の地を價を出して借り

又其所お建物おれは是と買ふ事妨なく且住宅倉

庫を建る事とも許すべしともおまきを建るに

託して要害の場所を建る事へ改して成さるべし

け控を堅くせんしあり其建物と新築改造修補を

とまらる事何ん時よは日本役人は是と見分まらる事

尚然する處

亞墨利加人建物のと免不借り得る一筆の場所毎  
小港々の定則ハ各港の役人と亞墨利加コンシユル  
と議定まべし若議定志がこき時ハ其事件と日本  
政府と亞墨利加チフロマチーキアセント示して  
安置せしむべし其居留場の周圍小門墻を役者  
出入自在おまべし

江戸 年三月より九月十四月の後より

千八百六十二年  
一月一日

大坂 同前九月十六月の後より

千八百六十三年  
一月一日

右二ヶ所の亞墨利加人只高賣と為る間小の之迄  
留まる事と得べしけあ所の町おいて亞墨利加  
人建家と價と以て借る處き相あある一區の場所  
免不散あすべき規程ハ追て日本役人と亞墨利加  
のチフロマチーキアセントと談判まべし

双方の國人物品と賣買する事總て障りなく其拂  
方等に自てハ日本役人是以之合ハ以諸日本人亞  
墨利加人より得る品と賣買一或ハ所持する俱  
不妨なり

軍用の諸物ハ日本役所の外一賣べからざる外國人  
互の取引ハ其構ある事なり一以々條ハ條約を書  
智世海の上ハ日本國內へふれり以て

米並ニ麦ハ日本逗留の亞墨利加人並ニ船中乗組  
する者及び船中旅客食料の爲の用意ハ亦亦とも  
積荷として輸出する事と許さる

日本産する所の銅鉛分あれば日本役所にて其財  
公けの入れと以て拂ひ返さる

在留の亞墨利加人日本の賤民を雇ひ且諸用事に  
充る事と許さる



第四條

總て國地より輸入輸出の品は別冊の通日本役所  
運上と納むべし

日本の運上所より荷主申立の價と好ありと察せ  
る時の運上後より相當の價と付其荷物と買入る  
事と後以べし荷主も是と否む時の運上所より  
付する價は従て運上と納むべし兼えたる時の其  
價と以て直に買上べし

合衆國海軍用意の品神奈川長濱箱館の内に陸揚  
し庫内は悉めて亞墨利加番人守護するものと運  
上れ沙汰に及むれば若其品と賣拂ふ時の買入る人  
より規定の運上と日本役所納むべし阿片の輸  
入嚴禁し若亞墨利加高船三斤以上と持渡らば  
其分量の品は日本役所取上べし

輸入の荷物定例の運上納海の上ハ日本人より國  
中に輸送をもと別ニ運上を取立る事なり亞墨利  
加ハ輸入する荷物のハ條約ニ定めたるより船分  
の運上と納る事なく又日本船及ハ他國の高船ふ  
て外國より輸入せる同一荷物の運上言と同極さ  
るるなり

第八條

外國の諸貨幣ハ日本貨幣同種數の同量と以て通

用をべし金ハ金銀ハ銀と量目と  
以て比較する所なり

双方の國人互に物價と償ふ日本と外國との貨  
幣並用ゆる妨なり

日本人外國の貨幣に慣をされハ開港の後凡一ヶ年  
の間各港の役所より日本の貨幣と以て亞墨利加  
人於次引留渡をべし向後濤智のさち分刻と出

すに及を以て日本諸貨幣銅貨をの輸出除くする事を得  
其外國の金銀の貨幣を鑄るも鑄さるも輸出を以  
べ

### 第六條

日本人小對一法を犯せる亞墨利加人の亞墨利加  
コンシユル裁判所にて吟味の上亞墨利加に法度と  
以て罰せべし亞墨利加人一對一法を犯しうる日  
本人の日本役人の上日本の法度と以て罰すべし  
日本を以て亞墨利加コンシユル裁判所ハ双方商人  
連債等の事とも公けお取扱ふべし  
却て條約中の規定を小別冊に記せる所の法則と  
犯すに於てハコンシユル一中途一取上お其よる  
科の日本役人一渡せべし

兩國の役人の双方商民取引の事にて互換あり

る

第七條

日本開港の場所におおて亞墨利加人控分の規程

左の如し

神奈川

六ヶ川筋と限し其他各地方九十里

箱館

各地方九十里

兵庫

系船と限る事十里の地ハ亞墨利加人に入らざる事ハ其方南を  
除き各地方十里且兵庫に在る船の系組人の猪名川より  
海邊迄の川筋と限らる

初て里數ハ各港の母所又ハ所用所より陸路の

程度あり

一里ハ亞墨利加の四百七十八マイルト

日本の九十二里ハ十八万二千五百五十五マイルト

長崎其周圍にある濟科所と限らる

新潟ハ治定の上境界決定むべし

亞墨利加人重立する悪事ありて裁判と信又ハ不

身持ふて再び裁判に交せらるる若ハ居るの場所

より一里外に出べし其者等の日本母所より

國地退去の條と其地在箇の亞墨利加コンシユルニ連

モベ

其者とも諸引合等其の所系にコンシユルに海北上  
退去の期限於條の條ハコンシユルより中立に依て相  
叶ふべし其期限ハ其の一年を越ゆるべし

第八條

日本にあり亞墨利加人自ら其國の宗法と云ふ礼  
拜堂と居留場の内は置も障りなく其の建築物と  
破壊し亞墨利加人宗法と自ら念ふる所妨りなく  
亞墨利加人日本人の堂宮と毀傷する事なく又交  
して日本神佛の礼を妨げ神佛像を毀る事  
ありなく

双方の人民互に宗旨を有ての事論ありなく日  
本長崎港に於いて踏繪の仕來りハ既小廢せり

第九條

亞墨利加コンシユルの邦に依て邦て出奔人等と裁  
許の場より逃去し者と反捕又ハコンシユル捕一置  
る罪人と獄と繋ぐ事許さず一且陸地等に船中に  
あり亞墨利加人非不法と戒め規則と遵守せしむ  
るに依てコンシユル中互次才助カまじ一右等の諸入  
費等不致し依て日本の獄と繋ぎしる者の雜費ハ  
邦て亞墨利加コンシユルより償ふべし

第十條

日本政府合衆國より軍艦蒸氣船商船鯨漁船大砲  
軍用銃等及兵器の類其他要需の諸物を買入れ又  
ハ製作と祀一或ハ其國の学者海陸軍法の士諸科  
の職人等及船夫と雇ふ事急の候さるべし  
邦て日本政府注文の諸物亦合衆國より輸送し

雇入る亞墨利加人の瓦交多く本國より瓦送るべし  
合衆國親交の國と日本國方一戦事ある間の軍中  
制禁の亦く合衆國より輸出せし且武事と扱ふべし  
ハ瓦送るさるべし

### 第十一條

此條約に添ふる高法の別冊の本書同板双方の片  
民互に遵守すべし

### 第十二條

安政元年寅三月三日

即千八百五十四年  
三月三十一日

神奈川よおめて

取替へる條約の中此條より齟齬をる廉ハ取用

るは同四年己丑月廿六日

即千八百五十七年  
六月十七日

下田よおいて

取替へる約書ハ此條約中不悉せるより依りて取

換べし

日本貴友又ハ委任の役人と日本以來れる合衆國

のデプロマチーキアケントとけ條約の規則等別冊  
け條と全使せしむるため必要とすき所の規律等  
談判と遂くべし

第十四條

今より凡百七十一ヶ月の後 即千八百七十二年七月四日ある 双方政府の

存意と以て友國の内よりきき年並に通達しけ條  
約等と神奈川條約の内存しきくけ條及びけ書に  
添ふる別冊ともに双方委任の役人實驗の上談判  
と終し補ひ或は改る事と得べし

第十四條

右條約の趣ハ来る未年六月五日 即千八百五十九年七月四日 以上

執りしべしけ日限或は其以前まで由都合次第ハ  
日本政府より使節と以て亞墨利加華盛頓府にお  
いて本書と取替まべし若し附系子細ありてけ期



限中本書取替一海兵とも條約の額ハハ期限より  
執りおべし

本條約ハ日本よりハ大君の清名と奥平と署し  
高官の者名と記し平と個して院と一合衆國より  
ハ大統領自ら名を記しセケレターリスフハンスタート  
官ともハ自ら名を記し合衆國の平と給して院と  
名と一ハ日本倍英語蘭語よて本書写ともハ四通  
と書し其譯文ハ何きも同義なりとしとも蘭文  
譯文を以て院據となしべしハ取極のとも安政五  
年六月十九日 即千八百五十八年亞墨利加  
合衆國獨立の八十三年七月廿九日 江戸府  
かひて前ハ載る支國の役人等名と記し個平  
まるもの也

井上信濃守 氏押

岩瀨肥後守目

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 岩瀨, 肥後, and 守.

税則

日本開きうる港くおちるて亞墨利加高民貿易  
の章程

第一則

日本開港の場所へ亞墨利加高船入津次才二十四

時中 亞墨利加の四十八時  
個日曜日を除く 小船又ハ既立くる者より日本

役所へ亞墨利加コンシユルの請取の書付と互におしへ

け請取書ハ亞墨利加國の控通總くる船目録其

外の書類と亞墨利加コンシユルへ領けたる傳取  
書あり

及び其者とも其船の出入書は出はべし

右に入津の船の名其船の仕おし場の湊の名  
噸數船司或は既立たる者の名宗來る旅人の名

宗組及び其  
認入る

一船の宗組人教所總たるものにして

書面の通相遠きし旨を船司或は既立たる者

奥書いしし能據として商人の名前を認入る

ものなり

同時し其船積荷の告書を役所へ領くべし

右に其荷物の簿牒及び番付且其入目り教等

引送状を總し通し寫し荷物引替先の人々の

名を記せるものなり

船中用意の不由の目錄も告書へ加ふべし

但船中用之の亦も書面の通相遠きも船司

又ハ改立するもの奥書一其名前ヲ記すべし

其若書の文面相違の廉日本十二時

亞墨利加の二十四時  
但日曜日を除く

中にハ附改るに在りてハ是科の沙汰に及ハ其若

其期限後ニ在り書改る亦又ハ若書に書入れざる

に在りてハ十五ドルの是科を日本役所ニ納むべし

積荷目録若書中ニ載ざる亦ハ陸揚するに在り

いてハ其亦二重の運上ハ日本役所ニ納むべし

船司或ハ改立するもの入港の自數納方若書の於

限ハ後ニ在りてハ是科として一日息る毎ニ六十ド

ルラルの是科を日本役所ニ納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船軍艦ハ除くハ運上亦

改の役人ヲ組まする候當務なるべし

宗組のものともハ右役人と對し不致せし丁寧  
 取扱いし船中で放火相尚の用使をなすべし  
 夜中ハ日本役所より許るくして荷卸をせし  
 為揚船船出入荷物仕荷並戸口より口とも夜中  
 ハ日本役人錠と卸し或ハ下封し或ハ五締込を  
 し並べし第一許しなく是と聞き又ハ錠下封と破  
 り不物と引出等のものハ其犯せる人こと以六十ドル  
 ラルのと料と日本役所より取立べし

日本役所ハ尚前の差出書と出さるくして荷卸しに  
 或ハ其事と謀るるおくハ次の条不定なる通に押  
 日本役所より取上べし

荷物の中積為目録不載なるおくと取隠し並收納  
 と減せんと仕組する者ハ其罪と日本役所より取上べし  
 日本の開くさる港にて密賣買となすハ勿論を仕

組有し亞墨利加船ハ其品と日本後所ハ取上の上  
犯せるよとにふドルラルの五科と納むべし

修復のより入津の船ハ運上るく積荷と陸揚し

日本後所一領とすしとも飛浦作事英と番  
人等の諸入用ハ相當の償と出さべし

若其荷物の内と賣拂ふ時ハ其荷物丈ハ規定の通  
日本後所と運上と納むべし

積荷と同港内の他船に移し時ハ日本役人見分の上  
事情明白ハ相分り免状と請る上の定の運上るし  
阿片の輸入嚴禁より然るく密高し又其事と謀る  
軍ハ阿片一斤ごとに十五ドルラルの五科と日本後  
所と納むべし其組合の人殺の多かりと拍らまはし法  
と収てまへし

### 第三則

品物を送る爲に又ハ引渡先の者より入津の爲物  
と陸揚せんとする者の其積荷の瓦出書と日本没  
所に出るべし

其書面の荷主又ハ引渡人の名前積送する船  
の名爲物の簿牒番付其積荷の斤数石高每  
斤の代料と認めし其書付の末に認むべし  
船ては瓦出書付の持主又引渡人認する爲るべき價

と申立る書面にて日本没所の規定とされたる積  
荷物なきは證據として銘々名前を記すべし  
右に通積荷目録瓦出等の書類日本没所は瓦出右  
書付引合せ積荷用名不等取廻海迄は不物とも日  
本没所の取らざるべし

日本没人右に通瓦出する爲物の内或ハ惣体と定  
式の通改むべし



若運上役所より引上げ改る事ある時ハ輸入人の失  
費相掛にて故丈不物の損せざる様よしし改湊の  
上も素の如く取扱末まべしを丸相方格外時日と  
費さざるべし

若主或ハ輸入人銘く持受の不改湊役所より引渡

さざる以前輸入の途中 日本役所へ引出さるる  
以前の事とす 破壊損傷

の如くハ附くときハ商人より其後運上役所より

立其不取扱ハ職業の廉潔なるもの友人以上出會

直組のさせ其為物うとに損一言と歩割し記し

其簿牒番教ともに読書に相認込べしを日本役人

立合もて直組人等名を記さべし右の読札兼く持

系の引出書ハ添書の内を引落さべしを條約

分四々條の取扱の通運上役所にて取扱ハ事故

障ありざるに

諸運上納海の後運上没取より陸揚不苦後免許  
状と渡さるゝ不物渡方の運上没所ふても船中に  
ても其者の致し任じべし

輸出に極りたる荷物の船小輸送する前度小運上  
没所へ船名荷物の簿牒番付入言り数量目性合  
算り代料と記せる瓦出書付と出し書面の通御信  
るき由と輸出人等證據ととし其名前認むべし  
運上没所へ瓦出し以前船中へ積込する荷物毎り  
運上没所へ瓦おし海の上禁制の品と竊ふる積の  
内へ有るは改の上日本没所へ取上べし  
船中尚用し不又ハ紫組旅客の尚用衣類等ハ運  
上没所へ瓦出さるゝ

第四則

出港手数を於小船へ日本十二時運賃利加  
二十四時前小運上

没所中立べし期限中に右の數運せせざる船  
取扱ふ勿論とすべし右の數止る事ある日本  
没人より船司又ハ既立する者其船荷の取引  
人等其後中渡し亞墨利加コンシユル中進出べし  
合衆國の軍艦ハ入港出港運上船の數及ハ其  
運上没人等々番兵等々構ふ事ある

合衆國飛脚のための蒸氣船ハ入港出港此の數と  
一日おつし日本に上陸する旅客等ハ此の外ハ  
告書を出し書面の數あるとしとも何々度  
おても入港の度ここに出港入港の數ハ以下  
薪水食料等用立の事入港の鯨漁船或ハ雜船ハ  
其積荷の告書と出さるしとしとも若其積荷と賣  
拂んとするときは此一則の通定式輸入の數と  
いふべし税則等々條約書中に船と留るものハ

シキツプバルクブリツキスクー子ルスルーブ蒸氣船等と總  
ていふなり

第五則

日本運上役所の規則不達ひする係者出  
積荷目録と出—毎一號書に名番と記せる葉ハ  
其犯まらるとに百二十入ドルの是科と日本役所ハ  
納むべ—

第六則

噸税ハ日本開港の場所よかゝて亞墨利加高船よ  
り取立まるとしともたゞ規定の通其地との運上  
役所と納むべ—

吾船の入港手數付

十五ドルラ

吾船の出港手數付

七ドルラ

又この免状付

七ドルラ

場所と健固快と付

をドルラル也

其外の各書と付

をドルラル也

第七則

越て日本開港の場所へ陸揚する物およびたゞ運  
上目録に従ひ其地の運上役所へ租税を納むべし

第一類

貨幣に造りたる金銀及び造りたる金銀高用

の衣服

家財及び高賣のしるしにせざる書籍

何れも日本居留のしるし来る者の所持のし

る限るべし

右のしるし運上なるべし

第二類

凡て船の造立綱具修護或は船装束のしるし用ゆる

おく鯨漁具の類

塩漬食物の諸類

パン類及パンの粉

生くるる類

石炭

家を造るゝもの材木糸紐蒸氣の器械

トタン鉛錫生絲

右の如くおくはるゝの運上と納むべし

第三類

初て蒸溜或は醸し種々の製法にて造りしる

一切の酒類

右の如くおくはるゝの運上と納むべし

第四類

凡て前條の如くおくはるゝ何れも其の如くおくはるゝ

運上納むべし金銀貨幣及び棹銅の外  
日本産の物積荷として輸出する時ハ五分  
の運上を納むべし

右ハ神奈川開港後八年より刻り日本役人より  
後割次身入港出港の税則を再議せしむべし

安政六年己未六月

其非明家

岡田屋嘉七

日本橋通町目

須原屋新三郎

馬喰町丁目

菊屋孝三郎

日本橋通町目

須原屋茂三郎

日本橋通町目

山城屋佐三郎

横山町三丁目

和泉屋金右衛門

芝字田川町

和泉屋右三衛

下谷池三端仲町

岡村屋庄助

本名町十軒店

播磨屋勝五郎

浅草茅町三丁目

須原屋伴八

和泉屋金右衛門



早稲田大学図書館

011888000706